

銀行等の保険募集に関するモニタリングの実施目的等

平成19年12月22日からの全面解禁の実施に向けて、17年12月22日以降、以下の観点からモニタリングを実施

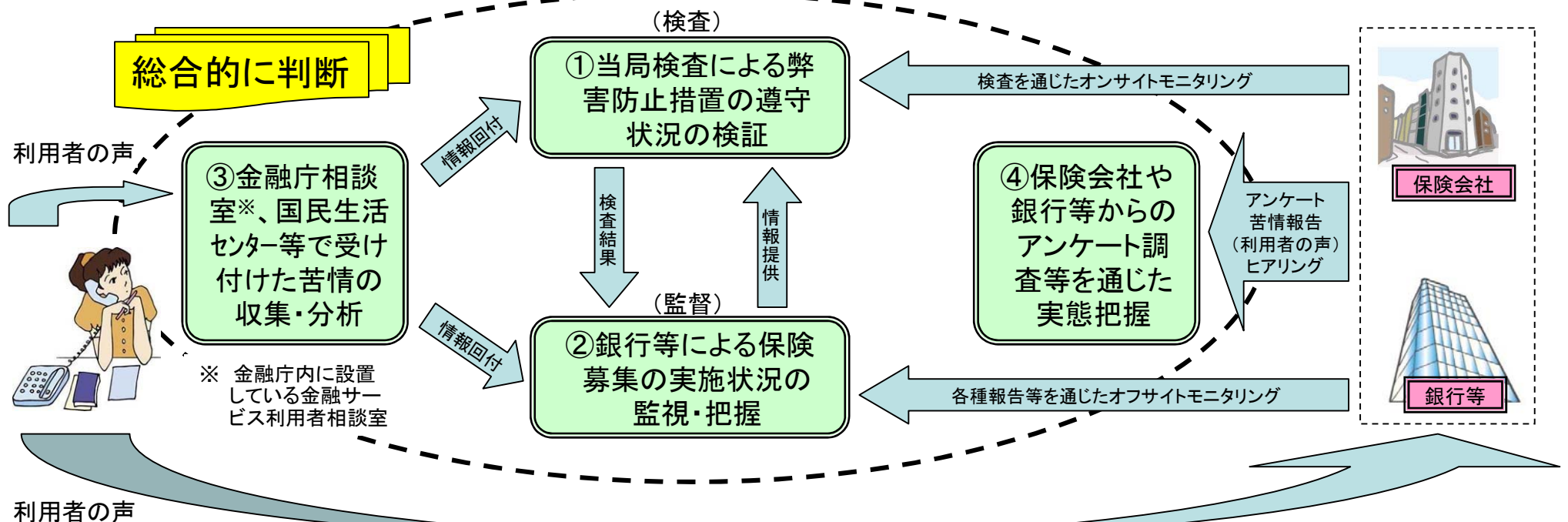
1. 必要かつ十分な弊害防止措置の構築

先行解禁から全面解禁に至るまでの期間を全面解禁のための準備期間と位置付け、この間に、弊害防止措置が有効に機能するかどうかをチェックして、全面解禁時には万全を期すことができるようにすること

2. 全面解禁の実施時期の適切性の検証

全面解禁の要件とされている「保険契約者等の保護のために必要な場合」に該当するかどうかを確認するために、銀行等の保険募集の実施状況を把握すること

上記の目的を達成するため、一時払終身保険等一部の保険商品を先行解禁し、主に以下の方法によるモニタリングを実施



モニタリング結果の概要

①当局検査による弊害防止措置の遵守状況の検証

- 前回解禁時以降、保険会社については約20件、銀行等については約350件の検査を実施。
- 上記の検査では、保険募集に関しても業務の適切性について検証しており、いくつかの不適切事例を指摘。

②日常の監督を通じた保険募集の実施状況の監視・把握

- 個人年金保険等の分野では、銀行チャネルの販売が伸びている。
- 前回解禁時以降、銀行等の保険募集に関し行政処分を行った事例はない。
- 前回解禁時以降、銀行窓販において91件の不祥事件が発生(保険全体の2.2%に相当)。

③金融庁相談室、国民生活センター等で受け付けた苦情の収集・分析

- 前回解禁時以降本年6月までに、金融庁相談室には127件の銀行窓販関係の苦情が寄せられている(保険全体の0.5%に相当)。このうち圧力販売に関するものは17件。
- 14年10月以降、国民生活センターに寄せられた窓販個人年金保険関係の苦情は、17年度をピークに減少している。
- 前回解禁時以降本年5月までに、保険会社及び銀行等には3,828件の苦情が寄せられている。このうち圧力販売に関するものは8件。

④保険会社や銀行等からのアンケート調査等を通じた実態把握

- アンケート調査やヒアリングを通じて、弊害防止措置遵守のための具体的な体制整備の状況を確認。

モニタリング結果

1. 必要かつ十分な弊害防止措置の構築

先行解禁商品に係る新たな弊害防止措置については、一部の銀行員による事務疎漏を除き、概ね銀行等において遵守するための体制整備が行われたと考えられ、問題事例の発生状況にかんがみれば、規制は有効に機能していたものと考えられる。

2. 全面解禁の実施時期の適切性の検証

当局検査における指摘や不祥事件届出により一定程度の問題事例が発生していたと認められるが、いずれもその後銀行等において改善が図られている。